

改正後	改正前
<p>(総則) (第1条～第13条 略)</p> <p>第14条 乙は、納期までに義務を履行できないときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納期の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納期の猶予をしても、契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算して、契約物品が納入検査に合格した日までの日数に応じて、代金に第12条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。<u>ただし、履行遅滞が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由が継続する期間は、遅延損害金を支払う日数に計算しないものとする。</u></p> <p>3 前項の遅滞損害金の金額が100円未満であるときは、遅延損害金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>4 乙は、第1項</u>の規定による遅延損害金のほかに第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第21条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日か</p>	<p>(総則) (1条～第13条 略)</p> <p>第14条 乙は、納期までに義務を履行できないときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納期の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納期の猶予をしても、契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算して、契約物品が納入検査に合格した日までの日数に応じて、代金に第12条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。<u>ただし、その額が100円未満であるとき、又は履行遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるものであるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 乙は、前項</u>の規定による遅延損害金のほかに第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第21条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から</p>

改正後	改正前
<p>ら解除日の前日までの期間にて算出するものとする。</p> <p><u>5</u> 第23条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第23条第2項の「違約金の額」との文言は、「第14条第2項に定める遅延損害金及び第23条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。</p> <p>(第15条～17条 略)</p> <p>第18条 甲は、契約物品について、<u>納入検査合格後、所有権移転の日から起算して1年以内</u>に契約の内容に適合しないことを発見したときは、<u>《削除》</u>乙に対し通知するものとし、次に定めるいずれかによる履行の追完を請求ができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。</p> <p>(第19条～第23条 略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第24条 甲又は乙は、第21条、第21条の2又は第22条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。<u>損害賠償の範囲及び額について、甲及び乙は誠実に協議する。</u></p> <p>(第25条～第31条 略)</p>	<p>解除日の前日までの期間にて算出するものとする。</p> <p><u>4</u> 第23条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第23条第2項の「違約金の額」との文言は、「第14条第2項に定める遅延損害金及び第23条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。</p> <p>(第15条～17条 略)</p> <p>第18条 甲は、契約物品について、<u>納入後</u>に契約の内容に適合しないことを発見したときは、<u>当該不適合を知った時から1か年以内</u>に乙に対し通知するものとし、次に定めるいずれかによる履行の追完を請求ができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。</p> <p>(第19条～第23条 略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第24条 甲又は乙は、第21条、第21条の2又は第22条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。<u>損害の算定にあたっては、自らの義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除くものとする。</u></p> <p>(第25条～第31条 略)</p>

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="479 331 707 368">物品製造契約書</p> <p data-bbox="197 430 940 515"><u>次のとおり上記に係る物品製造契約（以下、「本契約」という）を締結する。</u></p> <p data-bbox="197 526 967 611"><u>本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。</u></p> <p data-bbox="228 624 1021 703">令和〇〇年〇〇月〇 〇日</p> <p data-bbox="564 719 1021 850">甲 東京都小金井市貫井北町4 -2-1 国立研究開発法人情報通信 研究機構 契約担当</p> <p data-bbox="564 970 600 1002">乙</p>	<p data-bbox="1400 331 1628 368">物品製造契約書</p> <p data-bbox="1122 430 1892 561">次の条項により契約する。(以下、「本契約」という。) 本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方 記名捺印の上、各1通を 保管する。</p> <p data-bbox="1153 624 1946 703">令和〇〇年〇〇月〇 〇日</p> <p data-bbox="1480 719 1946 850">甲 東京都小金井市貫井北町 4-2-1 国立研究開発法人情報通 信研究機構 契約担当 印</p> <p data-bbox="1480 970 1516 1002">乙 印</p>

改正後	改正前
<p>(総則) (第1条～第21条 略)</p> <p>第22条 乙は、納期までに義務を履行できないときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納期の猶予を申請することができる。この場合において、甲は納期の猶予をしても契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算して、契約物品が納入検査に合格した日までの日数に応じて、代金に第21条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。<u>ただし、履行遅滞が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由が継続する期間は、遅延損害金を支払う日数に計算しないものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の遅滞損害金の金額が100円未満であるときは、遅延損害金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 乙は、<u>第1項</u>の規定による遅延損害金のほかに第33条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第31条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日か</p>	<p>(総則) (第1条～第21条 略)</p> <p>第22条 乙は、納期までに義務を履行できないときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納期の猶予を申請することができる。この場合において、甲は納期の猶予をしても契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算して、契約物品が納入検査に合格した日までの日数に応じて、代金に第21条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。<u>ただし、その額が100円未満であるとき、又は履行遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるものであるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>《新設》</u></p> <p>3 <u>乙は、前項</u>の規定による遅延損害金のほかに第33条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第31条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から</p>

ら解除日の前日までの期間にて算出するものとする。

5 第33条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第33条第2項の「違約金の額」との文言は、「第22条第2項に定める遅延損害金及び第33条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。

(第23条～第26条 略)

第26条 甲は、契約物品について、納入後納入検査合格後、所有権移転の日から起算して1年以内に契約の内容に適合しないことを発見したときは、《削除》乙に対し通知するものとし、次に定めるいずれかによる履行の追完を請求ができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。

(第27条～第33条 略)

(損害賠償)

第34条 甲又は乙は、第31条、第31条の2又は第32条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。損害賠償の範囲及び額について、甲及び乙は誠実に協議する。

(第35条～第43条 略)

解除日の前日までの期間にて算出するものとする。

4 第33条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第33条第2項の「違約金の額」との文言は、「第22条第2項に定める遅延損害金及び第33条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。

(第23条～第26条 略)

第26条 甲は、契約物品について、納入後に契約の内容に適合しないことを発見したときは、当該不適合を知った時から1か年以内に乙に対し通知するものとし、次に定めるいずれかによる履行の追完を請求ができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。

(第27条～第33条 略)

(損害賠償)

第34条 甲又は乙は、第31条、第31条の2又は第32条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。損害の算定にあたっては、自らの義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除くものとする。

(第35条～第43条 略)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">ソフトウェア製作契約書</p> <p><u>次のとおり上記に係るソフトウェア製作契約(以下、「本契約」という)を締結する。</u></p> <p><u>本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。</u></p> <p>令和〇〇年〇〇月〇 〇日</p> <p style="margin-left: 150px;">東京都小金井市貫井北町4 -2-1</p> <p style="margin-left: 100px;">甲 国立研究開発法人情報通信 研究機構 契約担当</p> <p style="margin-left: 150px;">乙</p>	<p style="text-align: center;">ソフトウェア製作契約書</p> <p>次の条項により契約する。(以下、「本契約」という。)</p> <p>本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を保管する。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇 〇日</p> <p style="margin-left: 150px;">東京都小金井市貫井北町 4-2-1</p> <p style="margin-left: 100px;">甲 国立研究開発法人情報通 信研究機構 契約担当 印</p> <p style="margin-left: 150px;">乙 印</p>

改正後	改正前
<p>(総則) (第1条～第17条 略)</p> <p>第18条 乙は、納期までに義務を履行できないときは、あらかじめその理由及び納入予定日を甲に申し出て、納期の猶予を申請することができる。この場合において、甲は納期を猶予しても契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算してソフトウェア納入の日までの日数に応じて、代金に第17条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。<u>履行遅滞が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由が継続する期間は、遅延損害金を支払う日数に計算しないものとする。</u></p> <p><u>3 前項の遅滞損害金の金額が100円未満であるときは、遅延損害金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 乙は、第1項の規定による遅延損害金のほかに第30条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第28条の規定によ</u></p>	<p>(総則) (第1条～第17条 略)</p> <p>第18条 乙は、納期までに義務を履行できないときは、あらかじめその理由及び納入予定日を甲に申し出て、納期の猶予を申請することができる。この場合において、甲は納期を猶予しても契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算してソフトウェア納入の日までの日数に応じて、代金に第17条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。<u>ただし、その額が100円未満であるとき、又は履行遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるものであるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 乙は、前項</u>の規定による遅延損害金のほかに第30条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第28条の規定により</p>

り本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。

5 第30条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第30条第2項の「違約金の額」との文言は、「第18条第2項に定める遅延損害金及び第30条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。

(第19条～第21条 略)

第22条 甲は、ソフトウェアについて、納入検査合格後、所有権移転の日から起算して1年以内に契約の内容に適合しないことを発見したときは、《削除》乙に対し通知するものとし、次に定めるいずれかによる履行の追完を請求ができる。

(第23条～第30条 略)

(損害賠償)

第31条 甲又は乙は、第28条、第28条の2又は第29条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。損害賠償の範囲及び額について、甲及び乙は誠実に協議する。

(第32条～第37条 略)

本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。

4 第30条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第30条第2項の「違約金の額」との文言は、「第18条第2項に定める遅延損害金及び第30条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。

(第19条～第21条 略)

第22条 甲は、ソフトウェアについて、納入後に契約の内容に適合しないことを発見したときは、当該不適合を知った時から1年以内に乙に対し通知するものとし、次に定めるいずれかによる履行の追完を請求ができる。



(第23条～第30条 略)

(損害賠償)

第31条 甲又は乙は、第28条、第28条の2又は第29条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。損害の算定にあたっては、自らの義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除くものとする。

(第32条～第37条 略)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">作業請負契約書</p> <p>次のとおり上記に係る作業請負契約(以下、「本契約」という)を締結する。</p> <p>本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>甲 東京都小金井市貫井北町4-2-1 国立研究開発法人情報通信研究機構 契約担当</p> <p>乙</p>	<p style="text-align: center;">作業請負契約書</p> <p>次の条項により契約する。(以下、「本契約」という。)</p> <p>本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を保管する。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>甲 東京都小金井市貫井北町4-2-1 国立研究開発法人情報通信研究機構 契約担当 </p> <p>乙 </p>

改正後	改正前
<p>(総則) (第1条～第13条 略)</p> <p>第14条 甲は、第7条の検査の結果合格した作業について、<u>検査合格日から起算して1年以内に</u>、種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことを発見したときは、<u>《削除》</u>乙に通知するものとし、履行の追完を請求ができる。</p> <p>(第14条 2～6 略)</p> <p>(納期の猶予及び遅延損害金)</p> <p>第15条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、作業期限までに義務を履行することができないときは、あらかじめ、その理由及び作業完了予定日を甲に申し出て、作業期限の延伸を書面により申請することができる。この場合において、甲は、作業期限を延伸しても、契約の目的の達成に支障がなく、期限の延伸を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により作業期限の延伸を認められたか否かを問わず、作業期限の翌日から起算して、作業完了後</p>	<p>(総則) (第1条～第13条 略)</p> <p>第14条 甲は、第7条の検査の結果合格した作業について、種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことを発見したときは、<u>当該不適合を知った時から1か年以内に</u>乙に通知するものとし、履行の追完を請求ができる。</p> <p>(第14条 2～6 略)</p> <p>(納期の猶予及び遅延損害金)</p> <p>第15条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、作業期限までに義務を履行することができないときは、あらかじめ、その理由及び作業完了予定日を甲に申し出て、作業期限の延伸を書面により申請することができる。この場合において、甲は、作業期限を延伸しても、契約の目的の達成に支障がなく、期限の延伸を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により作業期限の延伸を認められたか</p>

改正後	改正前
<p>の検査に合格した日までの日数に応じて、代金に第13条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。ただし、<u>履行遅滞が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由が継続する期間は、遅延損害金を支払う日数に計算しないものとする。</u></p> <p><u>3 前項の遅滞損害金の金額が100円未満であるときは、遅延損害金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4</u> 乙は、<u>第1項</u>の規定による遅延損害金のほかに第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第18条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は作業期限の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。</p> <p><u>5</u> 第20条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第20条第2項の「違約金の額」との文言は、「第15条第2項に定める遅延損害金及び第20条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。</p> <p>(第16条～第20条 略)</p>	<p>否かを問わず、作業期限の翌日から起算して、作業完了後の検査に合格した日までの日数に応じて、代金に第13条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。ただし、<u>その額が100円未満であるとき、又は履行遅滞が天災地変等やむを得ない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 乙は、<u>前項</u>の規定による遅延損害金のほかに第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第18条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は作業期限の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。</p> <p><u>4</u> 第20条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第20条第2項の「違約金の額」との文言は、「第15条第2項に定める遅延損害金及び第20条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。</p> <p>(第16条～第20条 略)</p>

改正後	改正前
<p>(損害賠償)</p> <p>第21条 甲又は乙は、第18条、第18条の2又は第19条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。<u>損害賠償の範囲及び額について、甲及び乙は誠実に協議する。</u></p> <p>(第22条～第33条 略)</p> <p>(附則 (個人情報)の取扱い) 略)</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第21条 甲又は乙は、第18条、第18条の2又は第19条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。<u>損害の算定にあたっては、自らの義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除くものとする。</u></p> <p>(第22条～第33条 略)</p> <p>(附則 (個人情報)の取扱い) 略)</p>

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">賃貸借契約書</p> <p>上記契約を履行するにつき、国立研究開発法人情報通信研究機構契約担当 <u>《削除》</u> を甲とし を乙として、 次のとおり上記に係る <u>賃貸借</u> 契約(以下、「本契約」という)を締結する。 本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。 令和〇〇年〇〇月〇 東京都小金井市貫井北町4 〇日 -2-1 甲 国立研究開発法人情報通信 研究機構 契約担当 乙</p>	<p style="text-align: center;">賃貸借契約書</p> <p>上記契約を履行するにつき、国立研究開発法人情報通信研究機構契約担当 <u>財務部長</u> を甲とし を乙として、 次の条項により契約する。(以下、「本契約」という。) 本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を保管する。 令和〇〇年〇〇月〇 東京都小金井市貫井北町 〇日 4-2-1 甲 国立研究開発法人情報通 信研究機構 契約担当 印 乙 印</p>

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(総則) (第1条～第16条 略) (納期の猶予及び遅延損害金)</p> <p>第17条 乙は、納期までに義務を履行することができないときは、あらかじめ、その理由及び予定日を甲に申し出て、納期の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納期を猶予しても、契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算して、物品が納入検査に合格した日までの日数に応じて、代金に第16条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。ただし、履行遅滞が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由が継続する期間は、遅延損害金を支払う日数に計算しないものとする。</p> <p>3 前項の遅滞損害金の金額が100円未満であるときは、遅延損害金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(第18条～第23条 略)</p>	<p>(総則) (第1条～第16条 略) (納期の猶予及び遅延損害金)</p> <p>第17条 乙は、納期までに義務を履行することができないときは、あらかじめ、その理由及び予定日を甲に申し出て、納期の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納期を猶予しても、契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を認めることが相当であると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算して、物品が納入検査に合格した日までの日数に応じて、代金に第16条第1項に定める率を乗じて得た遅延損害金を、甲の指定する期間内に、甲に支払うものとする。<u>ただし、その額が100円未満であるとき、又は履行遅滞が天災地変等やむを得ない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(第18条～第23条 略)</p>

改正後	改正前
<p>第24条 甲は、本契約について、その原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金、その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、《削除》調査することができる。</p> <p>(第25条～第27条 同右)</p> <p>別紙13 同右</p>	<p>第24条 甲は、本契約について、その原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金、その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、<u>又は乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、</u>調査することができる。</p> <p>(第25条～第27条 略)</p> <p>別紙13 略</p>